

2022
06
June



CLIENT

No.360



労務トピックス

- ・2022年雇用保険料率の変更について

P1

Q&A ~皆様からのご質問にお答えします~

- ・時間外手当（残業代）等の計算について

弊法人からの連絡事項

- ・住民税の金額変更／源泉所得税の納期

P5

P2

Q&A ~皆様からのご質問にお答えします~

- ・住宅手当について

税務トピックス

- ・資金決済法と経理書類の注意点

P6

P3

弊法人からの連絡事項

- ・扶養控除申告書、マイナンバー提出用紙のダウンロードについて

Q&A ~皆様からのご質問にお答えします~

- ・住宅ローン控除の所得制限について

P7

P4



雇用保険法等の一部を改正する法律案が2022年3月30日に国会で成立しました。

これにより、2022年4月から2023年3月までの雇用保険料率が図1のとおり変更になります。2022年度は二段階で雇用保険料率が上がります。

9月まではスタッフ負担率は変わらず、事業主の負担率だけが0.05%上がります。10月からスタッフ負担率が上がり、事業主負担率はさらに0.2%上がります。**雇用保険に加入しているスタッフがない場合は改正による影響はありません。**

【図1】赤字部分が変更点となります。

一般の事業 (歯科・医科)	①	②	①+②
	スタッフ負担	事業主負担	合計【納付】
2022年3月まで	3/1000	6/1000	9/1000
2022年4月から 2022年9月まで	3/1000	6.5/1000 ↑	9.5/1000
2022年10月から 2023年3月まで	5/1000 ↑	8.5/1000 ↑	13.5/1000

各医院・クリニックへの具体的な影響は下記2つです。

①2022年7月11日納付期限の労働保険料から納付額が上がる可能性があります。

雇用保険に加入しているスタッフにかかる雇用保険料の納付額は2021年と比較して2022年で1.2倍、2023年で1.5倍に増加します。特に雇用保険に加入するスタッフ（常勤スタッフなど）を2021年以降に増員した医院・クリニックでは前年比で納付する保険料が大きくなる傾向になります。

②2022年10月支給の給与計算からスタッフの給与から控除する雇用保険金額が上がります。

楽しい給与計算ソフトをご利用の医院・クリニックでは計算結果が自動で変わります。雇用保険に加入しているスタッフは、給与金額に変更がない場合でも支給額が変わりますので、支払い時にご注意ください。

給与計算ソフトをご利用でない場合は5/1000での計算に変更が必要になります。

楽しい給与計算以外のソフトをご利用の場合は各種ソフトの設定をご確認ください。

令和4年度雇用保険料率のご案内

◆「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が令和4年3月30日に国会で成立しました。令和4年4月1日から令和5年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 令和4年4月から、事業主負担の保険料率が変更になります。
- 令和4年10月から、労働者負担・事業主負担の保険料率が変更になります。
- 年度の途中で保険料率が変更となりますので、ご注意ください。

<令和4年度の雇用保険料率>
(※赤字は変更部分)

事業の種類	令和4年4月1日～令和4年9月30日		令和4年10月1日～令和5年3月31日		雇用保険料率
	労働者負担 (従業員負担)	事業主負担	労働者負担 (従業員負担)	事業主負担	
一般の事業 (※医療)	3/1,000	6.5/1,000	5/1,000	8.5/1,000	9.5/1,000
療養介護・区 療施設内の事業 (※医療)	4/1,000	7.5/1,000	6/1,000	9.5/1,000	11.5/1,000
福祉介護事業 (※医療)	4/1,000	8.5/1,000	6/1,000	10.5/1,000	12.5/1,000
建設作業 (※建設)	4/1,000	8.5/1,000	6/1,000	10.5/1,000	12.5/1,000

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク LL040330001

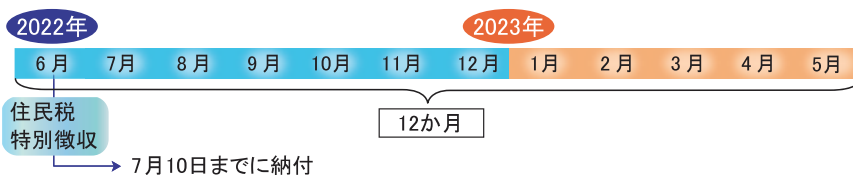
厚生労働省WEBサイト
令和4年度雇用保険料率のご案内

◆毎年6月に住民税の徴収金額が変わります◆

スタッフの住民税について特別徴収となっている医院・クリニックでは、毎月の給与計算で住民税を差し引く必要があります。差し引いた住民税は、翌月10日までに医院・クリニックが各市区町村へ納付します。

住民税の金額変更(特別徴収)

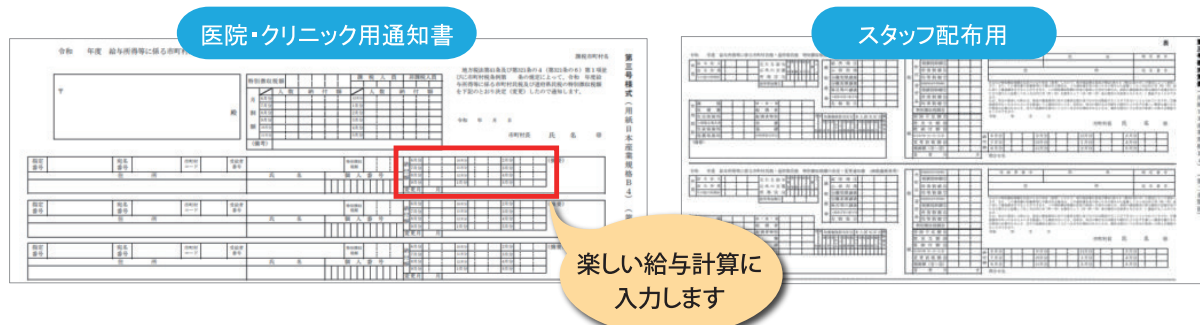
特別徴収の場合は、6月から翌年5月までの12ヶ月を1年として区切られます。医院・クリニックの給与計算では、毎年6月給与で徴収する金額が変わります。



納税通知書を確認しましょう

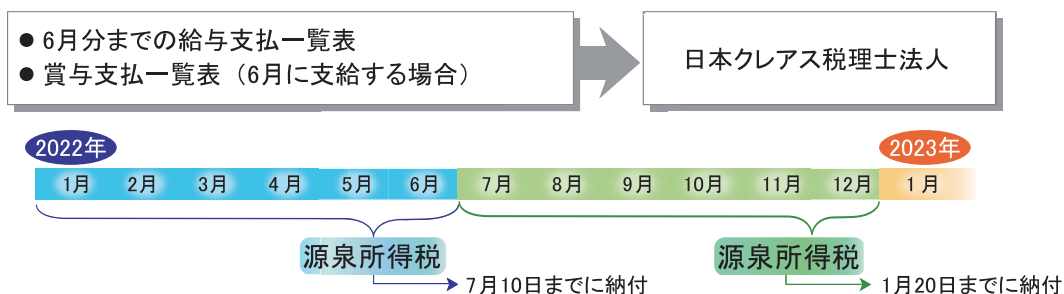
各市区町村から決定した税額の通知書が届きますので、金額を確認してください。一部の市区町村ではスタッフのマイナンバーが記載されて届く場合がありますので、取り扱いにご注意ください。弊法人へお送りいただく際は、簡易書留での郵送をお願いいたします。

医院・クリニック用とスタッフ配布用の2種類の通知が届きます。スタッフに配布するものは一人分ずつ切って、給与明細と一緒に本人にお渡しください。



◆源泉所得税の納期(特例)について◆

源泉所得税の特例納付を選択している医院・クリニックは、1月～6月を7月11日(月)までに納付する必要があります。6月の給与計算が終わりましたら、楽しい給与計算の給与データ確定をお願いいたします。



源泉所得税の納付、住民税の特別徴収については窓口に行かずWEBよりダイレクト納付機能を使った電子納付も可能です。設定までに1、2か月かかりますので、ご希望の場合はお早めに担当へご相談ください。

- 事前に口座登録手続きが必要になります。
- 弊法人に納付申請へ依頼する場合は有料となります。

資金決済法が施行されてから交通系ICやデビットカード（チャージ式クレジットカード）など様々なキャッシュレス決済が普及してきた昨今、事業活動の中でも使用する機会が増えてきたと思います。

今回は、資金決済法とキャッシュレス決済の注意点について見ていきたいと思います。

資金決済法とは

2010年4月に情報通信技術の発達や利用者ニーズの多様化等の資金決済システムをめぐる環境の変化に対応するため法律が施行されました。この法律は、サーバー型の前払式支払手段を法の適用対象とさせるなど前払式支払手段の制度整備に役立ってきました。

2022年現在は「前払式支払手段」「資金移動」「暗号資産」などについて規制するための法律となっています。

交通系ICやデビットカードなどの前払式支払手段を使用する際の注意点

①根拠資料の保管

支払いがキャッシュレス決済であっても、領収書などの根拠書類が必要となります。経費計上する際は、明細などから計上するものと重複しないように注意が必要です。

弊法人へ領収書をお送り頂く際は、現金支払と区別してお送りください。

②商品購入時・サービス提供時にて経費計上

チャージ入金の領収書は基本経費とすることができません。入金時の領収書でなく、使用時の領収書を保管するようにお願いします。

交通系ICの交通費については、都度領収書の発行はございませんが、利用履歴などを添付しておくことで税務調査時に安心です。

③ポイントの使用について

現金でチャージしたものを使用する以外に利用に応じてポイント付与されるポイントを支払に使用する場合がございます。

ポイントで商品を購入された場合は、ポイント利用部分は値引きとして処理されますので、現金出納帳などの記載は注意が必要です。

これからキャッシュレス化・ペーパーレス化が進み、電子化されるものが増えてきます。

使用した経費は、領収書等の根拠資料の保管はもちろん必要となりますが、何に使用されたのかわかりやすくしておくことが大切となってきます。

保管資料等でご不明な点がございましたら、担当者へご確認ください。



Question

医療法人から役員報酬をもらっています。例年、所得が2,500万円程度で住宅ローン控除を受けていたのですが、令和4年度の改正（2022年1月1日より適用）からは対象者から外れてしまうのでしょうか。

※住宅ローン控除の制度内容については、CLIENT 2022年4月号をご参照ください。

Answer

■令和4年から適用開始する住宅ローン控除では所得要件が厳しくなります。

	従来	2022年改正後
年間合計 所得金額	3,000万円以下	2,000万円以下



上記の通り、改正で適用対象者が縮小される形となりました。ただし、この所得条件は令和4年以降に自宅を購入して、住宅ローン控除を適用する場合に限られます。

令和3年までに住宅ローン控除の適用を開始している場合は、今まで同様の3,000万円が所得要件となります。今回の改正による所得上限の変更はありません。

■個人が課税される全ての所得で判定します。

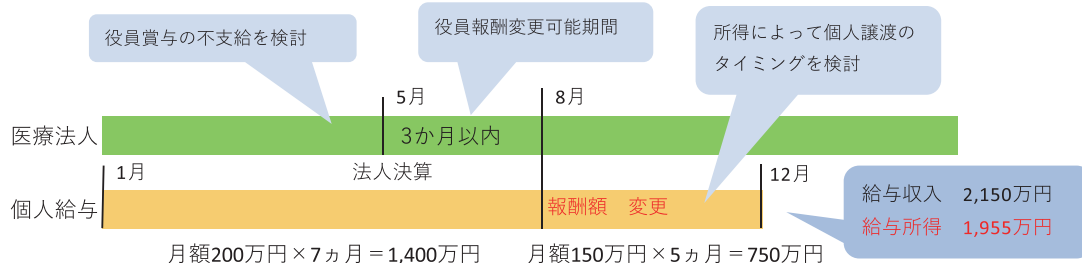
要件にある「年間合計所得金額」とは、各収入金額から、経費や各種控除を差し引いて最終的に「課税される所得金額」の合計のことです。具体的には、総合課税の対象となる所得（事業、不動産、給与、利子、配当、譲渡、一時、雑）だけでなく、**株式や不動産の売買、退職金等の分離課税の対象となる所得も含まれます。**例年は発生しないような収入がある年度は注意が必要です。

その他の注意点としては、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換えや上場株式等の譲渡損失の繰越控除、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除等の適用がある場合には、その繰越控除される前の金額で判定するため、最終的に「課税される所得金額」と「判定される所得金額」は異なってきます。

■医療法人理事長の役員報酬は変更できるタイミングが限られます。

平成4年に住宅購入と住宅ローンの適用を検討している理事長は役員報酬を2,000万円以下に抑えたいというご要望があるかと思います。役員報酬を損金として処理するには、いつでも変更可能ではなく、原則的には**事業年度開始日から3ヵ月以内に変更手続き**をしなければなりません。役員賞与については「事前確定届出給与」として支給日が既に定められていますが、業績悪化等の理由により、支給日前に「辞退届」や不支給を決定した旨の「議事録」を作成すれば、不支給とすることも可能です。

【住宅ローン活用と役員報酬の変更イメージ】



住宅ローン控除は、節税メリットが大きい制度です。事業収入や給与だけでなく、その他に発生する所得全てを考慮する必要がありますので、活用を検討される場合、まずは担当者までお知らせください。

Question

スタッフを新たに採用しました。給与ソフトに時間外手当の単価を登録したいのですが、単価はどの様に計算すれば良いのでしょうか。

Answer

■ 割増賃金には「時間外」「休日」「深夜」の3種類があります

① 「時間外」

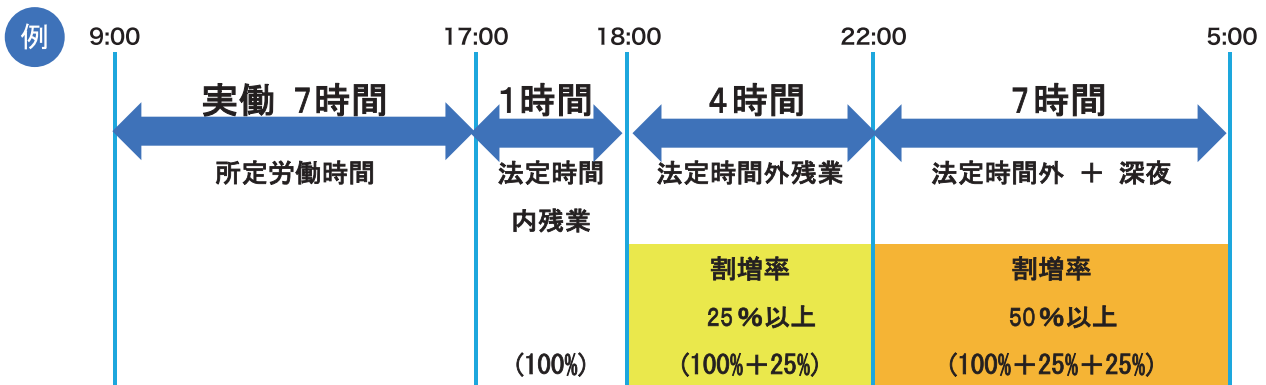
・ 法定労働時間（1日8時間・週40時間）を超えたとき --- 割増率 25%以上

② 「休日」

・ 法定休日（週1日）に勤務させたとき ----- 割増率 35%以上

③ 「深夜」

・ 22時～5時までの間に勤務させたとき ----- 割増率 25%以上



■ 割増賃金の単価計算方法

時給者の場合は時給×（100%+25%）等と乗ずれば良いのですが、月給者の場合は注意が必要です。

①まず1時間あたりの賃金を計算します

月給（基本給+諸手当） ÷ 1年間における1ヶ月平均所定労働時間

※但し除外可能な手当は労働基準法施行規則第21条にて規定されており、ここに限定的に列挙されたもののみ除外することができます。

- 1. 家族手当、2. 通勤手当、3. 別居手当、4. 子女教育手当、5. 住宅手当、
- 6. 臨時に支払われた賃金、7. 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金

※ 手当の呼称ではなく実情に合わせて判断されます

例えば「家族手当」は、扶養人数に関係なく一律に支給されているものはNGです

②割増率を①で算出した単価に乗じます



例 ① $\frac{(365-122)日 \times 8時間}{12ヶ月} = 162時間$ (1ヶ月平均所定労働時間)

$243,000$ (基本給+皆勤) ÷ $162時間 = 1,500円$ (1時間あたりの賃金)

② $1,500円 \times 1.25 = 1,875円$ (「時間外」「残業」手当の単価)

※基本給235,000円、皆勤手当8,000円、家族手当20,000(含まない)、通勤手当15,000円(含まない) 年間所定休日122日、1日の所定労働時間が8時間の場合

※残業を行わせるには、「36協定の締結・届出」が必要となります。

Question

最近、『社会保険完備』や『住宅手当あり』をうたっている求人を見かけるようになりました。やはり各手当については手厚い方が求められるのでしょうか。

Answer

歯科衛生士学校へ求人を出された医院・クリニックから、学校側が『社会保険完備』としている医院・クリニックを選びなさいと指導している話を聞いたことがあります。

社会保険完備とは一般的に「健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険」全てに加入する意味を指しています。

アルバイトやパート採用のスタッフでも勤務日数・時間が正社員（常勤）の4分の3を満たしているなど加入要件を満たしている場合は社会保険に加入できます。

短時間勤務のアルバイトが多くスタッフが5人未満の医院・クリニックでは健康保険や厚生年金の加入制度があるところはまだ少ない状況です。



では、『住宅手当』についてはどうでしょう。

住宅手当とは、一般的には事業主が家賃やローンなどを補充する目的で支給する手当です。

住宅に関する福利厚生の一つですが、法律で義務付けられていないため、手当の条件や金額を事業主が自由に決めることができます。

金額の決め方

- ①条件なしで一律で支給する
- ②賃貸か持家かで区分する
- ③扶養家族がいるかどうかで区分する
- ④家賃やローンの金額に応じて支給する

なお、東京都の住宅手当の相場は15,000円～20,000円のようにです。

■注意点■

住宅手当は社会保険や労働保険の算定基礎となるため、手当支給前より社会保険料の負担が大きくなります。

また、④以外は、前ページ記載の除外可能な「住宅手当」と見なされないため、労働基準法の割増賃金の基礎額になります。

■割増賃金の計算から除外可能な住宅手当の要件■

- ・住宅に要する費用に定率を乗じた額としている手当
- ・住宅に要する費用を段階的に区分し、費用が増えるにしたがって額を多くしている手当

いったん導入すると廃止することが難しいため、慎重に検討する必要があります。

弊法人社会保険労務士法人では就業規則の見直しなど労務に関するお手伝いをしております。

※就業規則作成報酬150,000円～



給与計算にてご使用いただいているMyKomonですが、例年年末調整の時期にお送りしている書面をMyKomonよりダウンロードできるようになりました。

■MyKomonのログイン後のトップメニューよりダウンロードが可能です。現在、ダウンロードが可能な書面は以下の通りです。

- ①マイナンバー提供書
- ②2022年扶養控除申告書

■ダウンロード手順

日本クレアス税理士法人からのお知らせ

- > 2022年04月13日 事業復活支援金 貸付へ申請で依頼の場合 【注書点】
- > 2022年01月05日 マイナンバー提供書 【ココからダウンロード】
- > 2022年01月05日 令和4年 扶養控除申告書 【ココからダウンロード】

日本クレアス税理士法人からのお知らせ

戻る

タイトル 令和4年 扶養控除申告書 【ココからダウンロード】

令和4年分 扶養控除申告書になります。

下記に該当する場合は印刷、記入後に月次資料と一緒にCAへお送りください。

①新入社員
用紙上部の赤字「入社日」「前職の有無無し」を必ず記入してください。
乙欄ドクター等、乙欄スタッフについても住所確認のため記入をお願いします。
右上の「乙欄」に○をしてください。

別途、マイナンバーの提供書も提出をお願いします。

②結婚等で氏名変更したスタッフ
③引っ越したスタッフ
④扶養家族に変更があったスタッフ
⑤甲欄・乙欄の変更があったスタッフ

ファイル **令和4年扶養控除申告書 (〇扶) .pdf**

1. MyKomonログイン後のトップメニューの「日本クレアス税理士法人からのお知らせ」より必要な書面の名前をクリック

2. ページ遷移後、ページ下部の「ファイル」横の書類の名前をクリック

3. 書面が自動でダウンロードされますのでスタッフに印刷してお渡しく下さい。

弊法人より郵送等でお渡ししている他の書面もダウンロードできるように順次整備していく予定です。

日本クレアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 360号

- 発行日：2022年6月5日
- 発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部
- URL：https://ca-medical.jp
- お問合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245



▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング 33階
電話 (代表)：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

〈国内〉 東京/大阪/高崎/富山/千葉

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

株式会社コーポレート・アドバイザーズM&A

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

日本クレアス行政書士法人